

自動車運転競技規則

全日本学生自動車連盟

自動車運転競技規則

第 1 条 目 的

この競技においては、与えられた車輛を使用して正確且つ安全な運転を行ない与えられたコースを合理的に定められた時間内に走破することを目的とする。

第 2 条 規則の適用

この競技規則は全日本学生自動車連盟の主催、公認する競技に対して適用する。

第 3 条 大会会長、審判委員会、及び競技会役員に関する規定

1 大会会長

大会会長は競技会に関する一切の権限と責任を有する。

2 審判委員会

構 成

a. 審判委員長

b. 審判委員

c. 連盟各支部委員長（但し支部主催の競技については支部委員長及び副委員長がこれにあたる。）

i 審判委員会は審判に関する一切の権限と責任を有する。

ii 審判に不審ある場合、審判委員長は審判委員会を招集し、その検討ならびに決定を計る。

但し、緊急の場合は審判委員長がその決定を行なう。

3 競技会役員：次の役員名とその数は原則的なものであるから、状況によって主催者は加盟団体の同意を得てこれを変更することができる。

審判委員長		1名
審判委員	各種目毎に	1名
計時員	〃	2名
出発合図員	〃	1名
決勝合図員	〃	1名
コース審判員	〃	若干名
記録員(主任)	〃	1名

- i 審判委員長：審判委員長は競技に関する全ての問題に責任を負い本規則に規定されていないものを判定する権限を有する。
- ii 審判委員：審判委員は審判委員長の補佐として所定の競技車に同乗し、規則違反、妨害、減点事項の有無を記録し審判委員長に報告しなければならない。
- iii 計時員：各種目とも二人の計時員を必要とし、二個の時計で正式に時間を記録する。
- iiii 出発合図員：出発合図員は、競技規則に定められたる範囲内において、出発点における全ての問題を裁定する権限を有する。
- v 決勝合図員：決勝合図員は競技規則に定められたる範囲内において、決勝点における全ての問題を裁定する権限を有する。
- vi コース審判員：コース審判員は相異なる三枚以上を一組として構成し、競技規則に定められたる範囲内において車輛がコース面に及ぼす全ての問題を裁定する権限を有する。
- vii 記録員：記録員は計時主任、審判委員より渡された各種目の時間、同乗審判点、事故等の減点資料を集め、一表に纏め審判委員長に報告しなければならない。なお、記録主任1名の下に各種目毎

に、任意の人数をおくことができる。

VIII 各審判委員は必要と認められた時はその職権をもって審判委員長に規則違反者を指摘することができる。

4 資 格

審判委員長ならびに審判委員：OB審判部員

審判員：現役自動車部員にて連盟登録後1年以上を経た者。

第 4 条 競技者に関する規定

- 1 この規則により行われる競技会に参加する競技者は、競技会主催団体に競技開始1カ月以前に登録され、使用車輛以上の運転免許を有し、クラブ在籍4年以下（編入学はこの限りに非ず）の者で且つ競技日から逆のぼって1カ年間に刑事事件及び下記の交通違反（含事故）を犯していない者に限る。
 - a. 1万円以上の罰金を課せられた違反
 - b. 1日以上免許停止を受けた違反
- 2 団体戦において競技者は1競技種目に対し1名以上とし、各種目とも正選手1名に補欠選手1名を附加して、主催者指定日までに、主催者に登録された者でなければならない。
- 3 止む得ぬ理由により正選手に代って補欠選手が出場する場合には、競技会開始1時間前までにその旨を文書をもって加盟団体責任者名にて、主催者に届け出ること。
- 4 団体戦において1人の競技者が2種目以上の競技に重複して出場することはできない。
- 5 三種戦に登録された正選手及び補欠選手は団体戦に出場することはできない。

- 6 三種戦においては登録された正選手及び補欠選手以外は出場できない。
- 7 三種戦は団体戦と同様の扱いとする。但し総合杯の点は団体戦とは別である。

第 5 条 競技者の義務

- 1 常にスポーツマンとして立派な態度を持し、公正に行動し、言語に慎しむこと。
- 2 競技規則及び競技管理上あらゆる規定を守ること。
- 3 選手は競技中トレーニングシャツ、トレーニングパンツ、運動靴等の運動着を着用のこと。但しドライビンググローブ等のものは認めない。
- 4 競技者は出場種目以上の運転免許証を競技中常に携帯すること。
- 5 選手は自分のスタート順の 2 番前に原則としてスタート地点に待機していなければならない。

自分のスタート時間より 5 分以上遅れた場合は失格とする。

なお、前競技者が棄権した場合各スタート地点にその旨明示する。

第 6 条 競技種目

- 1 男子団体戦においては、大型貨物自動車、小型貨物自動車、普通乗用自動車、小型乗用自動車の 4 種目とする。
- 2 男子三種戦においては、第 1 項の小型乗用自動車を除く 3 種目とする。
- 3 女子団体戦においては、第 1 項の大型貨物自動車を除く 3 種目とする。

第 7 条 車輛の規定

- 1 競技車輛は現行の交通法規に定められた諸機能を有するものでなければならない。
- 2 大型貨物自動車：大型貨物自動車とは最大積載量 3.5 トン以上の車輛をいう。

- 3 普通乗用自動車：ホイールベース2.51 m以上かつ排気量2,000 cc以上の乗用車をいう。
- 4 小型乗用自動車：ホイールベース2.50 m以下かつ1,600 cc以下。但し軽自動車は含まない。
- 5 小型貨物自動車：4ナンバーのキャブオーバータイプの車輛をいう。
- 6 主催者は上記以外の車輛を使用する場合、加盟団体及び審判委員会の同意をえて競技種目を変更出来る。

第 8 条 コースの規定

- 1 コース作成者は車種によりコースに特徴をもたせねばならない。
- 2 コースは次のものを原則として入れねばならない。
 - i クランクとS字の前進とどちらか一方の後進
 - ii 四角または円内での方向転換
- 3 スタート、ゴールはスタートライン、ストップライン、ゴールラインそしてサイドラインで構成されているボックスとする。
- 4 ボックスにおいては入口は四輪通過後生き、出口は確認終了後死ぬことを原則とする。
- 5 浮缶を設ける場合、その通過の仕方を一切規制してはならない。

第 9 条 コース及び車輛の発表

- 1 コース内容については原則として事前に発表する。
- 2 競技に使用される車輛は、原則として事前に発表する。
- 3 審判委員会が必要を認めた場合は、公表されたコース及び車輛を事前の通告なしに変更することができる。

コース変更が生じた場合審判委員会は競技会開始前までに明白な指示を与えなければならない。この場合最終指示のみ有効とする。車輛の変

更についてはその必要を認めない。

第 10 条 競技方法

- 1 競技者は定められた位置より出発し、与えられたコースを指示された順序に従い規定時間内に、正常なる運転方法により走行し、第 17 条の採点方法により競技を争い順位を競う。
- 2 競技者の出発順位は抽選によって定める。

第 11 条 競技開始

- 1 出発合図員の旗が振り降され始めた時、競技は開始されたものとする。但し出発合図の旗は国旗とする。
- 2 出発に際して出発合図前に「用意」の掛声があった以後、競技車の如何なる運転操縦装置にも手足を触れてはならず、またサイドブレーキは完全に引いておかねばならない。なおエンジンは回転状態にしておく。
- 3 出発合図員は各コースの審判員及び選手より準備完了の合図があった時に初めてスタートの合図をすることができる。
- 4 出発前の車の移動は原則としてスタートラインとゴールラインの間とする。

第 12 条 コース内の走行

- 1 競技車輛は一旦コースに入りスタート審判員の旗が振り降ろされた後は、ゴール審判員の笛が吹かれるまでコース外に出る事を禁止する。
- 2 競技者はスタート合図があった後ゴールの合図があるまで如何なる理由と言えども競技車輛より離れることはできない。
また、コース面に身体の一部を触れてはならない。

第 13 条 競技終了

- 1 全コース走行後ゴールラインを四輪が通過し四輪が静止したことを、

審判員が確認し笛を吹いた時をもってゴールとする。尚、ゴールラインは延長しているものとみなす。但し競技終了は競技者が競技車輛より下車した時とする。

- 2 ゴールの笛が吹かれた後は如何なる理由といえどもコース内に入る事を禁止する。また後進も認めない。

第 14 条 再 競 技

- 1 止むを得ぬ競技車の事故その他により、運転不能または運転に影響ある場合、競技者は審判委員に再競技を要求することができる。
- 2 再競技は審判委員によってその要求の適否を検証後許されるものとする。但し要求が認められなかった場合には、経過した時間は全て競技者の走行時間に繰り入れられるものとする。ゴール後の再競技の要求には応じない。
- 3 競技中、事故その他の理由により競技続行不能な場合は、審判委員会の判断を待つ事とし、競技続行に影響ある場合は正常な状態に復帰した後再スタートを行なう。この場合再スタートの位置をスタート地点とするか、競技車故障地点とするかは審判委員の判断によるものとし、出発地点から再スタートを行なう場合は 2 番後やり直しとする。
- 4 当該種目において全員失格の場合は再レースを認めない。
- 5 その他の事項においては審判委員会の判断を待つ。

第 15 条 計測方法

- 1 巻尺による場合は正確にコース面に接した状態で 2 回以上計測することを必要とする。
- 2 全ての計測はセンチ単位の日盛のある政府検定ずみの巻尺（計器）か、またはこれを基本にして審判委員会にて作製された計測補助器で行なわ

れねばならない。

第 16 条 計時方法

- 1 計時審判員は競技毎に各選手の走行時間を 2 個の時計で計測し、予め定められた規定時間内に走破したか否かの判定基準とする。
- 2 スタート地点にて出発合図員がスタート合図した時より走行時間が計測が始められ、ゴールライン及び、その延長上を四輪が通過し四輪が静止した時をもって時間の計測は終る。
- 3 計時に用いられた 2 個の一致した時計で記録されたものを正式の時間とする。
もし 2 個の時間が不一致の場合は 2 個の時計が記録したものを算術平均したものを正式の時間とする。万一競技中に一方の時計が故障した場合は 1 個のみで計測する。
- 4 競技中において競技車が故障した場合、審判委員が競技車が故障した時より再び競技を開始した時間を計測し、スタート審判員が計測した時間よりこれさし引いたものを走行時間とする。
- 5 時計は使用前 2 4 時間以内に 3 0 分試計したもので誤差 1 秒以内のものでなければならない。
- 6 計時単位は秒未満切捨とする。

第 17 条 採点方法

- 1 減点方法をとる
- 2 競技者は走行中の障害物との接触、脱輪、接輪、走行時間及び運転操作等により減点される。

第 18 条 優先罰則

第 4 条、第 5 条、第 2 0 条に違反したものと審判委員が認められた競技者ま

たはチームは、本規則の他の罰則規定に関係なく失格とし、審判委員会の判断により退場を命ずることがある。

第 19 条 失 格

失格とは順位を決定されないもので次に定める項目に該当したと審判委員が認めた場合である。

- 1 規定コースに背いて走行した場合（全輪脱輪を含む）
- 2 標識その他の構造物に接触した場合
- 3 規定制限時間を越えた場合
- 4 規定失格脱接減点を越えた場合
- 5 審判員がゴールライン通過の確認の合図をする以前に下車した場合。
- 6 本規則に定められた事項に違反した場合。
- 7 審判員の注意勧告に従わなかった場合。

第 20 条

刺激剤（含アルコール）というのは競技能力を増進させる薬品で、その刺激が筋肉や神経に作用したりまたは疲労感を麻痺させるもので、これを使用した者は競技会に参加できない。

第 21 条 抗 議

- 1 抗議は全て文書をもって参加加盟団体責任者名にて審判委員会に提出のこと。但し、規定事項、注意事項の解釈ならびに同乗審査についての抗議は認めない。
- 2 競技会に参加する競技者の資格に関する抗議は参加加盟団体責任者名より文書をもってその競技会終了後一週間以内に審判委員会に提出しなければならない。この判定の結果、競技会で発表された順位に変更が生ずる時は審判委員会は直ちにその順位を訂正し公表しなければならない。

- 3 競技進行中に起きた競技者あるいは参加加盟団体の行為に対する抗議は、その競技終了後15分以内に参加加盟団体責任者名にて文書をもって審判委員会に行なわねばならない。
- 4 抗議をする場合、抗議者はその理由を証明し、且つ抗議の相手方を明らかにしなければならない。
抗議は直接関係のある競技者所属団体代表者のみによって行なわれ、その他集团的抗議は認めない。
- 5 公表された成績に関する抗議は、公表後15分以内とする。
- 6 抗議が成立しなかった場合は一件につき減点30点を課する。

第 22 条 順位に関する規定

- 1 順位決定は失格数の少ないものを上位とする。尚、失格と棄権が同数の場合は失格が優先する。
- 2 失格同数の場合は全種目の総合減点による。
- 3 同減点の場合は全種目の罐、脱輪、接輪の各減点をこの順に比較するものとし更に同減点の場合は、全種目の総所要時間の少ないものを上位とする。
- 4 種目別の成績における順位決定は減点数の少ない者を上位とし、同減点の場合は罐、脱輪、接輪の各減点をこの順に比較するものとし、更に同減点の場合は所要時間の少ないものを上位とする。

第 23 条 表 彰

総 合 優勝，2位，3位，4位，5位，6位

種目別 1位，2位，3位

第 24 条 規則の改正

本規則は審判委員会、もしくは加盟団体から問題が提起された場合、加

盟団体の $\frac{1}{2}$ 以上の賛成をもって改正することができる。

付 則

第 1 条 審判委員会において必要と認めた場合コース作成者は本規則以外に脱輪，接輪，タイム減点，その他採点に関してのみ規制することができる。

第 2 条 標準時間，制限時間及び失格脱接減点はコース責任者により各コースごとに決定される。

第 3 条 各競技において委員会の承認により，本規則と異なる特則を定める事ができる。この場合本規則と抵触する部分については，特則が優先する。但し，特則は当該競技会のみ適用され，競技会終了後はその効力を失う。

別表 1

採 点 規 準

減 点 対 象	減 点 数	備 考
標準時間超過	2秒につき1点	奇数秒超過は偶数秒に切り上げる。 (例) 3秒超過 4秒 減点 2
制限時間超過	失 格	以後は競技続行はできない。
罐に接触した場合	1輪につき20点	罐とは、コースに、故意に置かれた障害物の総称で罐の減点は、脱輪、接輪減点に加算される。
脱 輪	4輪脱落=失格 一輪につき $0 < \text{脱輪距離} \leq 1 \text{ m}$ 20点	脱輪とは車輪の一番内側がコースの白線の外側より完離された場合、あるいはコースの外側に落ちた場合をいう。
接 輪	一輪につき $0 < \text{接輪距離} \leq 1 \text{ m}$ 10点	接輪とは車輪がコース白線、コース緑石に接触した場合をいう。

別表 2

同 乗 審 査

No.	項	目	基準減点
1	エンジン	エンジンスト	5
2	アクセル	ふかしすぎ	2
		むら	2
3	クラッチ	使用過度	2
		あらい	2
4	ハンドル	おくり	4
		内がけ	4
		その他	2
5	ブレーキ	急ブレーキ	4
		使用過度	2
6	速度	速い	4
		滑らかでない	4
7	変速機	ガリ音	2
		使用法と時期	2
8	衝動	発進	2
		停止	2
		変速時	2
9	操作順序	運転動作	4
		停止位置	2
10	運転感覚	安全確認	2
		方向感覚	2
		運転態度	2

※ 片手ハンドルは極端な場合を除いては減点対象としない。

※ 車輛の動いている間のドアの開閉は減点対象としない。

④ 1. 罐, 脱, 計測例

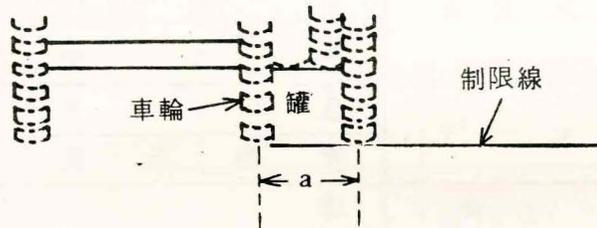
例1 ゴールし車が静止した時

1輪～3輪がコールエリアに接していたり脱をしていた場合。

1律 50点の減点

四輪脱は失格

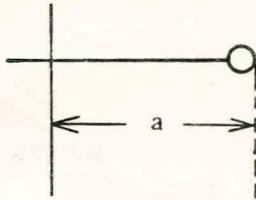
例2 罐に車輪が接触した場合の計測の仕方



第3図 aの範囲内に車輪がある場合は全て罐の減点と
接輪の減点が与えられる。

例3 車輪が罐に接触しないで制限線の上を通過した場合の計測の仕方

i そのまま通過した場合

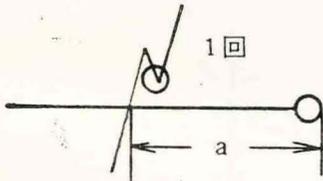


$$2a \leq 1 \quad 40 \text{ 点}$$

$$1 < 2a \leq 2 \quad 60 \text{ 点}$$

$2a$ に相当する脱輪減点と罐の減点が与えられる。

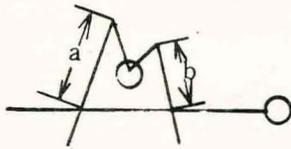
ii 切換えしをして通過した場合



$$2a < 1 \quad 60 \text{ 点}$$

$2a$ に相当する脱輪減点と切換えしの数に相当する脱輪減点と罐の減点が与えられる。

iii 罐をまたがずに戻った場合

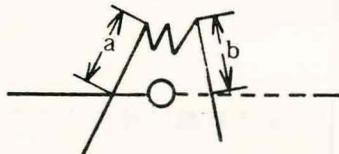


$$a + b < 1 \quad 40 \text{ 点}$$

$a + b$ に相当する脱輪減点と切換えしの数に相当する脱輪減点。

切換えしの数とは軌跡の谷の数

iiii 罐をまたいで戻った場合

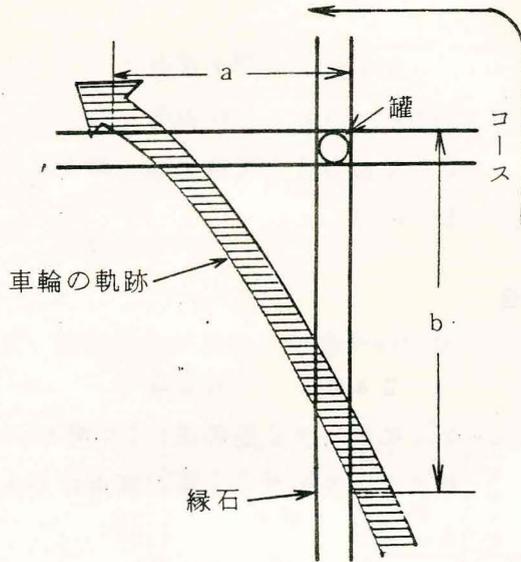


$$a + b < 1 \quad 80 \text{ 点}$$

$a + b$ に相当する脱輪減点と切換えしの数に相当する脱輪減点と罐の減点。

V 制限線の上で車輪が停止した場合は接輪減点10が与えられる。

例4 車輪が罐に接触しないで第5図のように通過した場合の計測の仕方



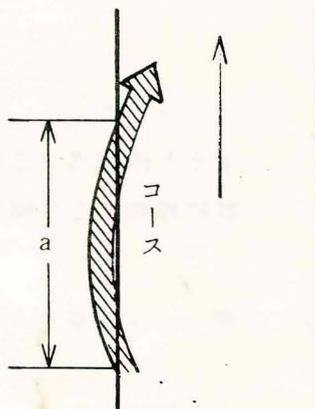
この場合は罐の減点と $a + b$ に相当する脱輪減点を与えられる。

第5図

VI 脱輪の計測の仕方

第5図のような状態の脱輪で、罐がない場合の計測の仕方は、例4において罐の減点がないだけである。

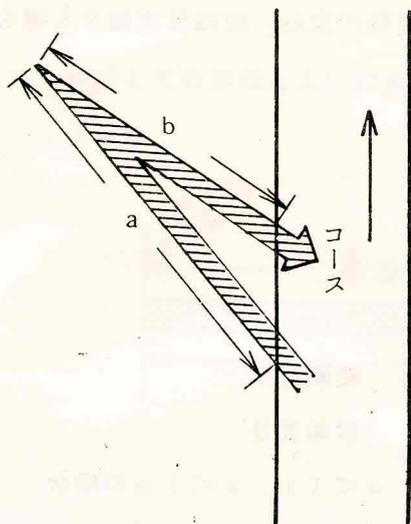
例1 車輪がコース面と並行して脱輪した場合の計測の仕方



a の距離に相当する脱輪減点
点を与えられる。

第6図

例2 車輪がコース面に並行しないで第7図のような状態で脱輪した場合の計測の仕方

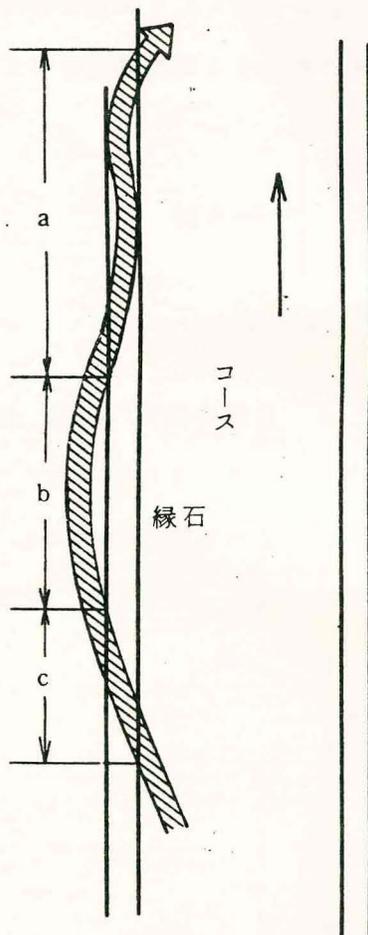


第7図

$a + b$ に相当する脱輪減点を与える。
第7図において a に b が重なった場合は $2a$ に相当する脱輪減点を与える。

V 接輪して脱輪した場合

厳密に言えば脱輪の前には必ず接輪を伴うが、1メートル未満の接輪の後脱輪した場合にはこの接輪を脱輪に含む。脱輪後接輪する場合も同様である。



第 8 図

a, c 接輪部分

b 脱輪部分

例 1 $a < 1\text{ m}$, $c < 1\text{ m}$ の場合

$a + b + c$ の距離に相当する脱輪減点
点を与えられる。

例 2 $a < 1\text{ m}$, $n < c < n + 1$ の場合

$a + b + (c - n)$ の距離に相当する
脱輪減点と n の距離に相当する接
輪減点を与えられる。

例 3 $n < a < n + 1$, $c < 1\text{ m}$ の場合

例 2 に準ずる。

例 4 $n < a < n + 1$, $m < c < m + 1$

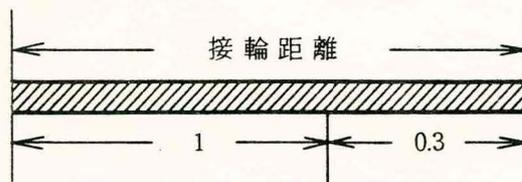
の場合

$(a - n) + b + (c - m)$ の距離
に相当する脱輪減点と n , m に相当
する接輪減点を与えられる。

vi 接輪の計測の仕方

第8図のa又はcのように計る。

vii 継続しての接輪あるいは脱輪は1メートルを越すたびに新たな接脱輪とみなす。



第9図

0.3メートルが新たな接輪とみなされ接輪数は合計2となる。脱輪の場合もこれに準ずる。

viii ダブルタイヤは1個の車輪とみなす。

昭和39年11月	制	定
昭和40年4月	改	訂
昭和41年4月	改	訂
昭和42年4月	改	訂
昭和43年4月	改	訂
昭和45年4月	改	訂
昭和49年4月	改	訂